

令和元年度 第1回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市政策課

## 令和元年度第1回泉南市都市計画審議会

1. 日時 令和元年10月23日(水)  
午前10時から午前11時15分まで
2. 場所 泉南市役所 2階 大会議室
3. 出席者 下村 泰彦、中尾 清、馬場 定夫、古谷 美枝子  
岡田 好子、梶本 茂麿、田畑 仁、堀口 和弘、和氣 信子  
奥野 正章、角谷 ヒサ子
4. 欠席者 川角 典弘、居倉 順子、柿本 繁雄、中尾 精宏
5. 審議会から出席を要請された者  
市長 竹中 勇人  
副市長 真鍋 康之
6. 事務局職員として出席した者  
市民生活環境部 産業観光課 課長 大原 崇  
農業委員会 事務局長 阿波屋 幸喜  
都市整備部長 奥田 雅則  
都市整備部 都市政策課  
課長 市川 裕康、係長 奥野 誠也、主任 福田 恵美、主任 小西 至一、係員 南 絢子
7. 本審議会に報告された案件
  - ・ 「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(泉南市決定)」について(付議)
  - ・ その他-1 「市街化調整区域の地区計画 中小路三丁目地区地区計画」について
  - ・ その他-2 「南部大阪都市計画区域マスタープランの改定」について

## 会長

みなさん、おはようございます。

ご案内の時刻をちょっと過ぎましたけれども、

ただ今から、令和元年度第1回泉南市都市計画審議会を開催いたします。

よろしく願いいたします。

傍聴人はいらっしゃいませんね。

それでは審議に入る前に、事務局から委員の出席状況を報告していただきます。よろしく願いします。

## 事務局

おはようございます。

パワーポイントの調子が悪く、開始時刻が遅れまして申し訳ございません。

それでは、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

本日は、委員15名中、只今10名の出席をいただいております。

当審議会の定足数は、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上となっております。従いまして、当審議会は適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、川角委員、居倉委員、中尾精宏委員につきましては、本日欠席のご連絡を頂いております。

また、和気委員につきましては、少し遅れるとご連絡をいただいております。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元に、本日の会議次第、委員名簿、両面印刷となっております別紙1及び別紙2「生産緑地買取申出の処理フロー」、また、その他1としまして、「市街化調整区域における地区計画として中小路三丁目地区地区計画」及び同資料1、2、最後に、その他2としまして「南部大阪都市計画区域マスタープランの改定について」の資料を配布させていただきました。

ご確認いただき、不足がございましたら事務局までお申し付けください。

よろしゅうございますか。

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、審議会条例第2条第2項第1号の規定による委員でございますが、

- 当審議会会長の大阪観光大学名誉教授の中尾 清(なかお きよし)委員でございます。
- 会長職務代理の大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の下村 泰彦(しもむら やすひこ)委員でございます。
- 泉南市人権擁護委員をされておられます古谷 美枝子(ふるや みえこ)委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第2号の規定による委員で、

- 市議会議員の岡田 好子(おかだ よしこ)委員でございます。
- 市議会議員の梶本 茂麿(かじもと しげみ)委員でございます。
- 市議会議員の田畑 仁(たばた ひとし)委員でございます。
- 市議会議員の堀口 和弘(ほりぐち かずひろ)委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第4号の規定による委員で、

- 奥野 正章(おくの まさあき)委員でございます。
- 角谷 ヒサ子(つのや ひさこ)委員でございます。

出席につきましては、柿本委員と馬場委員も欠席されておりますので、本日は 9 名の出席をいただいております。

和気委員は遅れてこられますが、過半数でございますので、適法に成立していることに変わりはありません。

続きまして、本日出席しております市職員を紹介させていただきます。

- 竹中市長でございます。
- 真鍋副市長でございます。

農業委員会より

- 事務局長の阿波屋でございます。

都市整備部より

- 部長の奥田でございます。
- 都市政策課 係長の奥野でございます。
- 都市政策課 主任の福田でございます。
- 都市政策課 主任の小西でございます。
- 都市政策課 係員の南でございます。

そして、わたくし都市政策課長の市川でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告がありましたとおり、本審議会は適法に成立しております。

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

## 市長

おはようございます。

本日は令和元年度第1回都市計画審議会に、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は都市計画行政に皆様方のご協力、ご支援を賜っておりますことを心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の都市計画審議会の議案でございますけれども、「生産緑地地区の変更」の議案1件でございます。

生産緑地につきましてはご周知のとおりですが、農業と調和した良好な都市環境の形成に資するということを目的といたしまして、都市計画決定を行っているところでございます。

今回、生産緑地地区の追加等に伴い、都市計画変更を行う必要がございますので、ご審議をお願いするものでございます。

また、その他の案件でございますけれども、市街化調整区域での地区計画についての説明をさせていただくとともに、「南部大阪都市計画区域マスタープラン」につきまして、大阪府が令和2年度の改定に向け、作業を進めておりますので、その内容について説明させていただきます。

以上の議案を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をいただきますように、お願い申し上げます。

## 会長

ありがとうございました。

只今、馬場委員がお越しですので、私の方からご紹介させていただきます。

本日は、審議の案件が1件、その他の案件が2件となっております。

それでは、事務局から第1号議案について主旨の説明をお願いします。

ご意見、ご質問等は、説明の後でお願いいたします。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

## 事務局

それでは、第1号議案「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、説明させていただきます。

まず始めに、生産緑地地区のご説明をさせていただきます。

生産緑地地区とは、農地等を市街化区域内の貴重な「みどり」や「オープンスペース」として評価し、永続的な保全を図ることにより、農業等と調和した良好な都市環境の形成を図る、都市計画の土地の区分のことです。

生産緑地地区の指定は、土地所有者等の同意に基づき、都市計画手続きを経て行われ、泉南市におい

ては、平成4年に指定されました。

また、平成31年3月に改定された泉南市みどりの基本計画において、生産緑地は市街地の中に残る貴重なオープンスペースであり、また防災空間としての機能を有するため、都市農地賃借法の活用や生産緑地地区の追加指定の継続等により、保全・活用を図ることを位置づけています。

生産緑地地区の変更、廃止及び追加指定があった場合の手続きの流れにつきましては、両面印刷となっております資料の別紙1,2をご覧ください。

本日は、説明を省略させていただきます。

今回、新たに追加指定の申出がありました。こちらの表に記載されている1筆となっております。新規追加地区であり、総面積は約0.10haです。

また、今年度の追加募集は令和2年1月6日～2月14日を予定しております。広報せんなんには、今年の11月号及び翌年の1月号に掲載する予定です。

本日の案件は、追加指定のあった農地及び買取申出があった生産緑地について、一連の手続きの結果、地区の追加指定又は行為制限が解除された区域の都市計画の変更になります。

なお、本件に係る都市計画法第17条第1項の規定による変更案の縦覧は令和元年8月29日から令和元年9月12日までの二週間行くとともに、その内容を泉南市のホームページにも掲載いたしました。

その結果、案に対する意見書の提出はありませんでした。

それでは、議案書をご覧ください。

議案書の1ページは、今回、追加指定と買取りの申出が提出されたことにより都市計画変更する生産緑地地区の一覧表です。

①の男里9号から⑧の信達牧野23号までの計8地区です。

①,④,⑤,⑦,⑧は生産緑地の行為制限の解除に伴う地区の区域変更となります。

②,③は生産緑地の行為制限の解除に伴う地区の廃止となります。

⑥は生産緑地の追加指定に伴う地区の追加となります。

議案書の3ページから5ページの「新旧対照表」をご説明いたします。

各地区の詳細内容につきましては、後程ご説明させていただきますので、泉南市全体の内容についてご説明いたします。

5ページの表の下段に、「泉南市合計」といたしまして、上下二段書きで変更前と変更後の合計をお示ししております。

上の段、現在、220地区、約62.72haの生産緑地地区を、今回、下の段、219地区、約61.92haに変更し、結果として、0.80haの減少となるものです。

議案書6ページをご覧ください。A4縦の「箇所図」には、今回変更する8地区の泉南市内の所在をお示ししております。

次の7ページをご覧ください。A3横で6ページの「箇所図」を拡大したものを添付しております。

図面の上の方が海側、下の方が山側になります。青いラインの横方向に走るのが旧26号、緑のラインを横方向に走るのが国道26号です。

次の8ページ以降の資料にて、それぞれの変更の内容を簡単にご説明いたします。

まず8ページですが、これは、男里9号の一部を廃止するものです。

縦じま模様で、お示しております約0.37haの生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

次の9ページです。これは、樽井40号および樽井11号を廃止するものです。

縦じま模様で、お示しております樽井40号および樽井11号は同一所有者であり、樽井40号は約0.05ha、樽井11号は約0.16haの生産緑地が、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

次の10ページです。これは信達市場20号の一部を廃止するものです。

縦じま模様で、お示しております約0.09haの生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

青い円に囲まれた範囲が信達市場20号であり、水色で着色された部分の字は信達市場、ピンク色で着色された部分の字は信達牧野であり、紫色ラインのように街区の境界線が生産緑地の間を走っております。

そのため、買取申出による行為制限解除により、生産緑地が分断されることとなりますが、既存生産緑地であり、かつ、隣接街区内に存するため、一団の農地とみなして支障なしと考えております。

次の11ページです。これは信達大苗代4号の一部を廃止するものです。

縦じま模様で、お示しております約0.01haの生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

次の12ページです。これは新規生産緑地番号を取得し、男里46号として追加を行うものです。

点々模様でお示しております、約0.10haの農地は、「生産緑地指定希望申出書」の提出がなされ、生産緑地地区として指定を行うものです。

こちらが追加区域の現地の写真となります。

赤色の実線が今回追加指定を行う予定の区域を示しております。

次の13ページです。これは馬場7号の一部を廃止するものです。

縦じま模様で、お示しております約0.15haの生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

次の14ページです。これは信達牧野23号の一部を廃止するものです。

縦じま模様で、お示しております約0.07haの生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

第1号議案「南部大阪 都市計画 生産緑地地区の変更」についての説明は以上となります。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

<質疑応答>

委員(A)

買取申出の事由の発生ということで、今回聞いているのは、主たる従事者が故障し農業に従事できなくなった場合のみであります。

もうすぐ指定後 30 年が経過するというので、それまでに買取申出をするには、本人が死亡するかあるいは故障により農業に従事できないという場合しか残っていないと思うのですが、30 年が経過し、特定生産緑地の指定を受ける可能性のある生産緑地の件数は把握しているのでしょうか。

会長

事務局お願いします。

事務局

昨年審議会でも説明させていただいた特定生産緑地地区への移行ということで、今、調査をしております。

生産緑地の筆の数というのが、約 900 筆あります。それをすべて調査しています。それを所有していると思われる方の人数が約 300 人いらっしゃいます。

平成 3 年に申出をしていただいています、それから 30 年近く、今で 28 年ほど経っているのですが、相続等が登記上されていないものもありますので、土地と所有者と従事者の突合作業を行っております。

もう少し時間がかかりそうですが、早ければ今年度中に特定生産緑地への移行の説明会をさせていただいて、手続きを進めていきたいと思っております。

先ほども申しましたが、所有者と実際に耕作を行っている方の確定というのが非常に困難な作業で、近隣の市町村も大変困っているところがございますので、なんとかこれをまとめて、早いうちに説明させていただきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員(A)

買取申出の要件が、指定後 30 年経過する場合と、従事者が死亡もしくは故障した場合とある中で、今回は従事者の故障による買取申出ということですが、この故障の判断はどのようなところでされているのですか。

会長

事務局、よろしくお願いします。

事務局

故障の判断は、病院からの診断書をいただいております。診断書の内容については、農業に従事できないという文言が入っている診断書をいただいております。代理人が来られる場合は、本人に確認をとっております。市内部で故障の判断は行わず、医師の診断書によるものとしております。

会長

よろしいでしょうか。その他にご質問、ご意見ございませんか。

ほかにご意見もなさそうですので、採決をとりたいと思います。本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長

異議なしの声がございましたので、原案通り承認することといたします。

なお、本日の案件に対する答申の形式につきましては、会長である私に一任していただいでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長

ありがとうございます。

それでは、その他の案件「市街化調整区域における地区計画として中小路三丁目地区地区計画」について、主旨の説明をお願いいたします。

ご意見、ご質問等は、説明の後でお願いいたします。

---

その他案件「市街化調整区域における地区計画として中小路三丁目地区地区計画」について、事務局から説明。

#### 【質疑応答の概要】

##### 委員(A)

今回の中小路の地区計画提案制度について、発起人は誰なのか。

地区計画提案制度について、提案者は手続きについて詳しくないことが多いと思うが、手続きを進めるのは提案者任せで、市のサポートがあまりないように思うが、それに対して市はどう思っているのか。

また、30年前に定められた、市街化区域における駅周辺の地区計画について、見直す場合、今回の中小路の地区計画と同じような手続きが必要になるのか。

##### 事務局

今回、提案されたのは、土地の購入者で、購入した土地で工場を営みたいという方からでございます。地主さんが工場を建てるために、コンサルタントに依頼されています。提案の内容については、コンサルタント（建築事務所の方）が主となって、市と協議をしながら提案書を作っています。提案書を作るのに市のサポートが必要だということですが、この他にも何件かは相談をいただいています。提案制度に基づいて何かするとなったときは、建築士が行うこととなりますが、建築士が地区計画を作ることは難しいところもありますので、本市作成のひな型に沿って作成するように依頼しています。それを本市でチェック、加筆修正しながら、提案者側とやりとりを繰り返して手続きを進めることで、本制度が成り立っております。

ご相談に来ていただいて、このような地区計画をやるという方向性を考えていただければ、図面の作成方法や、作文の書き方や土地利用の考え方について、協議しながら計画書を作成していただいております。今回の場合についても、何度もやりとりしながら、提案書を作成していただき、それを受理したということになります。

通常、市街化区域の場合は、緩和型でなければ、用途地域内で建てられる建物のうち、あるものを制限し、まちづくりに資するということで地区計画を定めます。市街化調整区域の場合は、建てられるものを限定した地区計画を定めることとなります。今回は新規の地区計画であり、市街化調整区域のため、地権者さんが提案されている工場と事務所に加え、都市計画上支障がないものについて、限定列挙しております。

それからもう1点、市街化区域の中で地区計画により制限をかけている部分については、市街化調整区域とは逆で、用途地域上は建てられるものをまちづくりの観点から制限しています。新家駅南地区は、策定

後、約 30 年が経過し、時代の流れも変わっているのではどうか、というご意見もいただいておりますので、地区の方々にご意見を聞いてみようということで、この夏にご意見をお聞きました。実際、制限をかけた当時と、現在では、委員がおっしゃるとおり、買い物困難者が増えてきている等ということもあるので、引き続き、検討していきたいと思っております。

地区計画見直しの方法として、提案制度というのも1つの手段だと思っております。30 年という一定の時間が経っていることもあり、市で見直すということもありますが、提案されれば、市と協議していく中で、市の関係各課の意見を聞き、この方向で進めていけるかどうかについて、一定の判断はさせていただいております。提案制度に基づいて進めるのか、市主体で変更するのか、パターンは2つあると思っております。

今回の案件は、提案を受理しましたので、ここからの流れは市が決定する場合と同じであり、市で都市計画の手続きを進めることとなります。今はまだ素案の作成まで進んでいませんが、その辺りまでが、提案していただくのか、若しくは、市で考えるのか、という違いで、それ以降の手続きというのは、ほぼ同じ流れとなります。提案制度の場合、図面の作成等は提案者にさせていただくこととなりますが、基本的な流れとしては、素案の作成までが、提案によるものか、市が作成するものかで異なるものです。

#### 委員(A)

提案制度を利用して地区計画を変えていきたいとしても、地権者は素人であるため、面的な開発を進める上でも、一定の市の介入が必要だと思うが、それについてはどう考えているのか。

#### 事務局

今回の提案制度と単純に比較すると、今回の中小路三丁目地区については地権者全員の同意を得られているため、提案を受け付けているというところもあります。市街化区域となると、どれくらいの同意が得られているのかということも問題となってきますが、市として、市街化区域での地区計画を変更する場合に全員の同意が必要なのか、というと、地域内のほぼ全員の同意を得ることができていなければ、地区計画の変更は難しいと思っております。特に、地区計画は条例に基づいた案の公表と、それに基づいた意見聴取というものが、通常の都市計画の手続きの前にございます。そこで意見を出された場合、その意見に対する考え方を整理していかなければなりません。それに対して納得していただいた上で、引き続き都市計画法に基づく意見の聴取を行っていくこととなります。概ね、地権者及び地域の方の合意形成ができていれば、進めていけるというように考えております。

地域の方の合意形成が図られている場合、市にご相談いただければ、方向性や、提案の内容をどのように文章化するか、などについて、アドバイスさせていただきたいと考えております。いずれにしても最終的な決定をするのは市になりますが、そもそも地区計画制度自体が地域の方の発案によって進めていくものという理念がありますので、地元の合意形成が一番大切だと考えております。

委員(A)

市街化調整区域の土地の売買について、手続きはどうなっているのか。

事務局

当該地区計画の土地は農地ではないので、農地よりは比較的簡単に売買ができます。購入する前に、地主と購入する方が協議をされて、その段階で、このように進めたいが地区計画で大丈夫かということは、市に相談がありました。要件としてはほぼ満たされているので、どのようなものを建てるのかということと、地域の方がどのように思われているのかということが満足されれば、地区計画を進めていくことができると考えており、提案された方も地元に入られて、お話をされていると聞いています。また、同意関係の書類や説明会の説明内容等を提案書に添付して提出していただくのですが、それらがクリアされているため、今回提案を受理しております。

委員(A)

泉南市の状況を分かっていない外部から来られた方や業者が地区計画を作成する上で、周辺の合意をどのように取ったのか。

事務局

今回の事業者は、現在、泉南市内で事業を行っており、そこが借地であるため自前で土地を購入し、工場を建てて事業をしたいということでございます。実際、どちらが先か、という話については、非常に難しいところですが、今回の事業者は、土地を探しておられたと思います。その際に、市街化調整区域の中でも今回の土地は雑種地ですので、農地転用等の手続きが必要ないこともあり、土地の購入を決断され、地区計画を定めて工場を建てることができそうだとということで、前向きに進められております。

近隣については提案する前に、市から地元の区長と水利組合に相談してほしい旨を伝え、提案者が、直接お伺いし、説明された旨の書類が提出されております。その書類をもって受理していますので、その内容については、提案の段階では問題がないと考えております。

これから都市計画の手続きに入っていく中では、市で手続きを進めていくので、地元の区長等にお伺いして、どういう形で進めるのか、説明会を開催するのか、ビラを配布するのか等、相談しながら進めていく必要があると考えています。

会長

進めるにあたって、本審議会に付議されることになるが、いつごろになる予定か。

## 事務局

今、大阪府と細かい部分の調整を行っています。何を調整するかというと、建物の制限もあるのですが、そもそもの考え方はどうですかといったところは、ほぼクリアされています。地区計画を定めた後には開発行為や、建築行為があり、許認可権者である大阪府の考え方の整合が必要です。計画書、条例の制限について、大阪府の見解を確認し、内容の整合をはかっています。それがうまく進めば、最短で来年の2月ぐらいに都計審に付議させていただけると考えております。そうでなければ、春頃になると見込まれます。

## 委員(B)

市街化調整区域での地区計画ということで、次回の区域区分の見直しの際に市街化区域への編入を考えているのか。

整備計画で面積制限が8,000㎡となっている中で建蔽率と容積率について記載しなくてもよいのか。

## 事務局

まず、今回の市街化調整区域の部分を市街化区域に編入するかしないかという点ですが、今の大阪府の線引きの考え方は、駅を中心とした徒歩圏や、幹線道路沿道となっています。本件については幹線道路沿道地域として市街化区域へ編入することができますが、今のところは未定の状態です。また、市街化区域を拡大していくという方向にないことはご存知のとおりです。実際に、当該区域を市街化区域に入れるか入れないかという議論はまだ出来ておりません。近隣もまだ市街化調整区域が多く残っていますので、それも含めて、市街化区域に入れるほうが良いのか入れないほうが良いのか、今後検討していく必要があると考えております。市街化区域に隣接しているので、市街化区域への編入はそれほど難しいことではないですが、検討の余地があると思っております。

建ぺい率と容積率について、市街化調整区域については特定行政庁において、原則、建ぺい率60%、容積率200%と指定されています。市街化区域の用途地域と違い、都市計画法で決められていませんが、特定行政庁である大阪府で指定されていますので、変更しないのであれば特段書く必要がないということで記載しておりません。

---

## 会長

ほかにご意見もなさそうでございますので、続いてその他の案件「南部大阪都市計画マスタープランの改定」について、主旨の説明をお願いします。

ご意見、ご質問等は、説明の後でお願いいたします。

---

その他案件「南部大阪都市計画区域マスタープランの改定」について、事務局から説明。

#### 【質疑応答の概要】

委員(A)

泉南市はマスタープランの改定に関してどういう風に考えているのか。

泉南市としてどのような要望を大阪府に行っていくのか。

事務局

今は概要ということでお示しさせていただいております。近々、冊子になったもので意見照会をされると思います。そこで、市のマスタープランと合わないものを探していき、その部分の考え方については大阪府と調整していきたいと思っております。当然、南部大阪都市計画区域ということで、かなり広い区域ですので、泉南市に合わないところは多々出てくると思っております。区域マスは大阪府として広域的な視点で作成されるため、泉南市としては、泉南市の都市計画区域マスタープランと齟齬しているところについて、意見を出していきたいと考えております。内容については、国土のランドデザイン等のスケールの大きいものとの整合を図りつつ、細かいところまでは書き込まないものです。ある一定の府の考え方が示されていますので、そこで考え方が合わないものに関しては意見を出していこうと考えております。

今度の新しい視点ということで、多様な主体の連携共存による都市マネジメントの推進というのが言われており、都市計画の見える化をなさйтеという話もございます。それについても、市の方からワーキングに参加しながら、どうしていくかを検討しています。段々と都市計画がアナログではなくなってきていますので、勉強しながら、進めていかなければならないと感じております。

今回の改定については、大幅に泉南市の今のマスタープランと違うところはありませんが、多様な主体の連携によるマネジメントについては、市のマスタープランにも書いてはいるのですが、あまり深くは書いておりません。市のマスタープランにも必要だと思うので、今後検討していきたいと思っております。

市が都市計画を定める場合に、都市計画区域マスタープランに合っていない場合、大阪府との協議がうまくいかないことがありますので、大阪府の考え方と市の考え方の違う点について、意見交換をしてみたいと考えております。今いただいている内容について、委員がおっしゃったように、大きな内容のことが書かれているところが多いですが、特に今の内容で市の考え方に合わないところは、全体としてはないと思っております。これから府の考え方を聞いて意見交換しながら、市にとってこれは困るところについては十分議論を重ねたいと思っております。

委員(A)

府としては、泉南市のことをどう思っているのか。

府に対して大きくアピールできるような内容をマスタープランに織り込んでどうか。

事務局

区域マスタープランで個別の事業に触れるということはまずなく、個別の市のことについて書くということも、ほぼありません。3章、4章の1番のなにわ筋線のあたりと、4番の都市再生緊急整備地域として大阪市や堺市の中心部のことが書かれていますが、何々市のどこというのはあまり出てきません。当然、泉南市としての考え方というのがありますが、区域マスタープランに泉南市はこんなことをこんな方向ですということを書き込むものではありません。泉南市がこういう考え方をしているというのは、区域マスタープランの場でもそうですし、その他の場でも大阪府には説明させていただいております。泉南市にとって一番困ることは、区域マスタープランに合わないため、これはダメですと言われることです。そのため、考え方の整合だけはしっかり図っていかなければならないと考えております。全体的な思いというのがありますが、区域マスタープランには個別具体的なことはほぼ出てこないのので、基本的な考え方について、不都合な点等があれば意見を述べさせていただきたいと思っております。

委員(C)

泉南市内の唯一の堀河ダム及び河川等の災害リスクの公表及び防災対策強化について、府に要望してほしい。

事務局

堀河ダムは洪水調整のダムではないので、金熊寺川の河川管理者である大阪府とダムの管理者の連携が必要だと考えております。金熊寺川については、改修されていないところもたくさんありますし、新家川についても改修されていない、河積断面が足りていない箇所がありますので、それについては都市計画というよりも、河川事業として要望させていただいております。今回、この災害リスクのところ、委員がおっしゃったように、河川の改修等については、意見を述べさせていただくようにしたいと思います。

---

会長

ほかにご意見もなさそうでございます。

本日予定しておりました、議事につきましてはこれで終了いたしました。

他に何かご意見が無いようであれば、これにて終了とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。  
何かご意見や都市計画や市に対する要望等ございましたらお聞きしたいのですが。

#### 委員(D)

一住民として、いつも気になることがあります。都市計画や大阪府の中で泉南市がどうするのかといったことではなく、身近な泉南市のことです。資料の中に計画書があり、その中に駅からの道路や住宅地のこと等色々ありましたが、一番気になるのは、駅からの徒歩圏の歩道の状況についてです。南海や JR に行くまでの各道路の道路状況がとても悪いんです。社会人や学生、子供が歩く道に、雑草が生えてデコボコしています。綺麗なところもあると思うのですが、皆さん見ていただいたらわかると思います。とても道路状況が悪く、車椅子で買い物に行く方もおられますので、市民目線で市の中の道路を綺麗にさせていただきたいと思っております。

このような内容はなかなか市民の声が届かないと思いますので、議員さんたちも各地区から出られていますのでご自分の地区を確認していただいて、また、一つの意見として、道路を整備して、市民の足元を、怪我や事故の無いようにしていただきたい。これからは車椅子の方や年配の方の自転車の往来も増えるので、その辺もチェックしていただきたいなと思っております。

#### 会長

ありがとうございました。非常に切実な問題だと思うので、是非よろしくをお願いします。

他に何かございませんか。

なければ、令和元年度第 1 回泉南市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午前 11 時 15 分終了。